

スリランカの女性と障害, 教育

古田 弘子*・島野 涼子**・鹿毛 理恵***

Women, Disability and Education in Sri Lanka

Hiroko FURUTA, Ryoko SHIMANO, Rie KAGE

(Received October 1, 2015)

When we consider education of people with disabilities, it is crucial to pay attention not only to disability but also to educational needs derived from multiple marginalities. This paper intends to investigate gender, which is an important perspectives to discuss about disabilities from a social and cultural context, in relation to education. Sri Lanka, one of the developing countries in South Asia, was selected for analysis. In this paper, the social and cultural background of women, disability and education in Sri Lanka was described first separately and next intersections of these three areas were described together. This paper reveals that firstly, in Sri Lanka, equality of men and women was seen on the surface, but gender roles especially for women seemed to be embedded in attitudes in their lives. Secondly, as the National Policy on Disability for Sri Lanka notes, society's negative attitudes towards women with disabilities of the society tend to lead "protection" of them by care-givers. Thirdly, while girls without disabilities receive education more than boys without disabilities, fewer girls with disabilities go to school than boys with disabilities. This reversal in the number of students participating in education by gender, between students with and without disabilities, needs careful consideration as one of the future tasks.

Key words : Women, Disability, Gender, Education, Sri Lanka

I. はじめに

2006年に障害者権利条約 (Convention of the Rights of Persons with Disabilities) が国連総会で採択された。日本は、同条約に2007年9月に署名したのち、国内法の整備を経て2014年1月に批准に至ったところである。その前文(e)では、障害を固定的・確定的なものではなく、社会や時代や文化等により異なるものと概念化し、第1条における障害者の概念とともに、障害の社会モデルの考え方を反映している(川島, 2010)。障害の社会モデルとは、英国において障害当事者であるマイケル・オリバーらにより提唱された概念であり、伝統的な障害の医療モデルに替わって、障害を引き起こす環境、すなわち障害者が経験する経済的・政治的・文化的環境に注目する(バーンズ, 2011)。

この中で障害の文化的環境について、Shuttleworth

and Kanitz (2006) は、3点の重要な局面があると指摘する。それらは、①障害の文化的構築、②障害に対する否定的な社会的反応、③ジェンダー、セクシュアリティ、階級のような社会的カテゴリーが障害に交差することの影響である。ここでは、3点目の中でもジェンダーを取り上げ、障害との交差に着目する。

Peters and Opacich (2006) は、障害についてのこれまでの研究が男女の差に着目することなく、健常者と障害者の比較という視点のみに立脚し障害者に異常のレッテルを貼ってきたと指摘する。彼女らはさらに、近年の障害者におけるジェンダーの影響に関する調査結果から、障害女性が障害男性よりも貧しく、性的虐待を受けるリスクが高く、教育を受ける機会が少ないことを明らかにしていると述べる。

1975年の障害者の権利宣言以降国連による障害者に対する施策が行われてきたが、障害女性について初めて言及されたのは、1993年の国連障害者の機会均等化に関する基準規則である(島野, 2015)。さらに

* 熊本大学教育学部

** 元 DPI (障害者インターナショナル) 日本会議

*** 佐賀女子短期大学

前述した障害者権利条約第6条は、障害のある女性に関する条項であり、障害女性の複合的な差別について言及している。

このことは、障害者の教育に対しても重要な視点の転換をもたらす。すなわち障害者の教育においては、障害だけでなく、複合的に重なるニーズに目を向ける必要があり、その1つがジェンダーであるといえる。

ところでHammad and Singal (2015)は、障害のある女子の教育に関するこれまでの研究を注意深く検討し、先進諸国、また開発途上国ではその焦点が異なっていることを明らかにした。すなわち、北の国々では学校のカリキュラムや教育機関における経験等、教育の中でのプロセスや参加のあり方に焦点が当てられるのに対し、南の国々では社会の障害への否定的な態度や伝統的ジェンダー規範のような障壁との関連で、教育へのアクセスや入学に焦点が当てられると指摘した(Hammad and Singal, 2015)。

本稿では、南アジアの開発途上国スリランカの女性、障害、教育について検討するための基礎資料として、当該国の女性、障害、教育それぞれの概要及び特徴を整理し、これらの交点について社会的・文化的文脈の観点から考察を行う。

本稿では、関連文献の収集の他、現地における関係者への面談調査、及び関係機関における資料収集を行う。

スリランカは、他の南アジア諸国と比較すると、保健、教育、所得の3側面に関する達成度を測定する人間開発指標(HDI)における、男女間の格差が小さい(UNDP, 2014)国として知られる。

スリランカは多民族・多宗教の国家であり、民族構成はシンハラ74.9%、スリランカ・タミル11.2%、インド・タミル4.2%、ムーア9.2%、その他0.5%であり、宗教構成では仏教徒70.2%、ヒンドゥー教徒12.6%、イスラム教徒9.7%、キリスト教徒7.4%、その他である(Central Bank of Sri Lanka, 2014)。2012年の国勢調査結果によると、人口は約2,027万人で、そのうち男性は約981万人、女性は約1,046万人である。

II. スリランカの女性と障害、教育

1. スリランカの女性

(1) 女性の地位と政治

スリランカでは、1931年に21歳以上の男女による普通選挙の実施と議院内閣制の導入を行っている。世界的に見ても、早期から男女平等の政治制度を確立した国である。1978年に成立した憲法には男女平等が記されている。また国連女子差別撤廃条約を、条約成

立の数カ月後には批准している。

スリランカは世界で初めて女性の首相シリマヴォ・バンダラナイケ(Sirimavo Bandaranaike, 在任1960-65年, 1970-77年)を輩出し、その娘チャンドリカ・クマラトゥンガ(Chandrika Kumaratunga, 在任1994-2005年)が大統領を歴任した国である。男性支配が中心のアジアにおいて、女性の政治的リーダーを輩出している。しかしながら、リヤナゲ(2007)の調査によれば、女性政治家たちの政治参画の理由として95%の回答者が、政治家であった夫や父が殺害されたもしくは死亡事故に遭遇したために、その後任として政界に入ったという点をあげた。すなわち、女性政治家は自らの意志で政界に入ったわけではない点に注意する必要がある。さらに、他の南アジア諸国と比較すると、スリランカの女性議員の比率は低い(UNDP, 2014)

(2) 女性と社会・宗教・文化

スリランカ社会では、インド社会の影響を受けながら、女性は、幼児期には父親、結婚してからは夫、老いては息子に保護されるべき存在と考えられてきた。伝統的に「男性が外に出て女性は家を守る」という価値観が根強い(Gamburd, 2002: 176)。そのため、女性が未婚のままではよくないと考える傾向があり、女性の独り暮らし、単独旅行、深夜の独り歩きは良くないとされる。カルナラトナはこれを自由と自立の制約とみるよりも、女性の身の安全を保証することがその意識の根底にあると説明する(カルナラトナ, 1999)。女子の成長過程における親のしつけや、結婚式の慣習などから、婚姻までの女性の純潔(処女であること)が重視される社会である(高桑, 1998)。

仏教の教えはシンハラ社会に大きな影響を与えてきており、それが女性に対する肯定的な姿勢や価値観を生み出し、女兒の誕生が男児の誕生と等しく価値あると見なす根拠となってきた。スリランカの女性は母親として尊敬され、母を「家庭のブッダ」とみる価値観がシンハラ社会に浸透している(カルナラトナ, 1999)。女性は、妻として夫を支え、夫への貞節を守り、母として子どもの世話をし、主婦として家事、家庭菜園、夫の仕事の手伝いを通じた家計への貢献を果たすなど、「良妻賢母」という多重の役割を演じることが求められる。これらの責任を果たす従順な妻や母が、高く評価される。

その評価の判断材料のひとつになるのが子どもである。行儀の良い子どもであれば母親は称賛され、不作法な子どもの母親は恥と辱めを受ける(カルナラトナ, 1999)。そのためスリランカの母親は子どもを善良な人間に育て上げることに責任を持ち、それができれば高い満足感を得られる。外でどのような役職に就いて

働いていても、子どもの世話や家事は女性がやらなくてはならない。また、離婚した女性、離婚または別居した親をもつ子どもに周囲は否定的な態度をとり、彼らは困難な状況に直面しやすくなる（カルナラトナ、1999）。

学校や大学の教員として、また政府系機関などで比較的高い役職に就く女性は、講義や会議などの時にはほぼ必ず伝統的な衣装であるサリーを着用する。サリー着用により、生徒や学生、一般の人々から尊敬され、高い地位についていると見なされる。役職に就く女性たちは、若く軽はずみな女性にみられやすいズボン姿を敬遠するのである（リヤナゲ、2007: 211）。

(3) 女性の経済参加：出稼ぎ女性に焦点をあてて

スリランカ中央銀行によれば、2013年にスリランカ人の海外出稼ぎ渡航者の総数は過去最高の275,324人に達し、このうち女性は118,058人（42.9%）であった。従来スリランカの海外出稼ぎ労働者は、中東諸国における未熟練労働者と女性家事労働者だけで常に半数以上のシェアを占めてきた（Central Bank of Sri Lanka, 2014b）。特に女性家事労働者については、1997年に全体の75%に達する時期もあったが（Institute of Policy Studies, 2010）、近年は、政府が女性家事労働者の渡航を抑制する政策を導入していることから、徐々にそのシェアを縮小させている。しかしそれでも女性家事労働者だけで全体の約3割（2013年）を占める。

以下では、2009年5月の内戦終結の直前に南部州ハンバントタ県の農村・漁村地域において、著者らの1人である鹿毛が行った実態調査の結果を報告する。同地域で海外での家事労働者の経験をもつ女性たちのうち、7割以上が乳幼児および就学中の自分の子どもを一人以上残して、海外出稼ぎを実行していた（鹿毛、2014）。聞き取り調査のなかで女性たちは、初めての出稼ぎの理由について、増改築や水回りのリフォームを含む家屋建設、無収入、経済的困難、子どもの食費と教育費拠出などをあげていた。

さらに、2007年に実施した都市部の貧困地域に居住するタミル人女性に対する聞き取り調査では、「両親に資産や経済力がないため、自分の力でダウリー（結婚に際しての女性側支度金）を準備する」という回答

も多く見られた。以上のように女性たちを海外出稼ぎに駆り立てた理由の大半は、自国の自宅の家事育児に関するもの、将来の結婚準備、貯蓄であった。

過去10年の間に、スリランカ女性の海外出稼ぎ労働者、特に家事労働者の中東諸国を中心とする受入れ国での不当な扱いなどの問題について社会的な認識が高まった。一方、政治やメディアの世界では、出稼ぎ女性が家族を残してきたことに対する「罪」の意識、父親や子どもたちへの悪影響、出稼ぎ先での女性の「不品行」などが取り上げられている（ヘルマン-ラジャヤナヤガム、2012）。これは伝統的な女性役割を逸脱した女性に対する、社会の否定的な見方のあらわれと見ることもできよう。

女性の国内労働市場への参入に目を転ずると、かつては、数少ない女性の国内労働市場への参入を促す方策として、農村出身の若い女性を自由貿易地区にある輸出向け縫製工場で雇い入れる政策がとられた（Hewamanne, 2008）。2013年における女性の労働力参加率は35.6%に達し、男性の場合は74.9%であった（Central Bank of Sri Lanka, 2014b）。女性の労働力参加率は1990年代からそれほど多くの増加は見られない。この数年あまりの間に、コールセンターでの業務などの深夜労働を可能にするため、労働時間に関する規制緩和の取り組みが進められている。しかしながら現在のところ、他の南アジア諸国と比較して、スリランカの女性の労働力参加率が突出して高いわけではない（UNDP, 2014）。

2. スリランカにおける障害

2012年の国勢調査結果によると、5%標本調査による5歳以上の人口に占める障害者の割合が8.6%、全男性に占める障害男性の割合が7.6%、全女性に占める障害女性の割合が9.5%であった（Ministry of Social Welfare and Empowerment, n.d.）。2012年の国勢調査は、国連のワシントン・グループ¹⁾による質問項目、すなわち視覚（Seeing）、聴覚（Hearing）、歩行（Walking）、認知（Cognition）、セルフケア（Self-care）、コミュニケーション（Communication）を採用している。Table 1に各項目別の障害者の割合を示す。

1996年に制定された「障害者の権利保護法第28号

Table 1 5%標本調査から推定される障害者の割合（%）

	5歳以上人口 (人)	障害者 人口	視覚	聴覚	歩行	認知	セルフ ケア	コミュニ ケーション
男	9,808,362	7.6	4.6	1.9	3.1	1.6	1.0	1.0
女	10,463,102	9.5	5.9	2.3	4.7	2.1	1.2	1.0
計	20,271,464	8.6	5.3	2.1	3.9	1.9	1.1	1.0

出所：Ministry of Social Welfare and Empowerment (n.d.)

(Protection of the Rights of Persons with Disabilities Act, No.28)」で、障害者とは「先天的であるか否かに関わらず、身体的、精神的能力の欠如の結果、自身の生活上の必要事項を完全に又は部分的に満たせない人を指す」と定義されている。具体的な障害種別は、視覚障害、聴覚及び言語障害、上肢障害、下肢障害、他の身体障害、精神障害の6つに分類されている。

スリランカでは2009年の内戦終結まで正確な人口統計をとることが困難であったが、終結後も障害者の情報に関しては正確な情報は皆無に等しい。ただし、人口統計・国勢調査においてデータ収集過程において障害者が的確に把握されていないという懸念は、世界的に従来広く表明されてきている(森, 2013)。

2015年にマイトリパラ・シリセナ新政権に交代した後、障害者団体及び有識者は、障害者統計に関してワシントン・グループの方式ではなく、世界保健機構(World Health Organization: WHO)が国連障害者の権利条約の監視のための指標として開発した、Model Disability Survey (MDS)を導入しようとはたらしかけている²⁾。

スリランカは国連の障害者権利条約に、2007年に署名したのみで、批准には至っていない。今後、起草後10年間制定されていない障害者法を制定し、障害者施策に対する具体的な施策が明記された国内法を整えた上で、国連の障害者権利条約の批准に至ることが予想される。

3. スリランカの教育

スリランカの現行教育制度は、小学校5年及び前期中学校4年の義務教育、及び後期中学校2年、高等学校2年である(ラタナヤカ, 2013)。就学年齢は5歳であり、小学校終了時の「5年生奨学金試験」、後期中学校修了時点の「一般教育証明書普通レベル(Oレベル)」、高等学校修了時の「一般教育証明書上級レベル(Aレベル)」といった全国统一試験により、有力校への進学、上級課程への進学の可否が決まる。このように各段階の修了時点で統一試験を受けて合格する必要があるため、教育はきびしい学歴競争の場となっている。

教育への政府の関与の割合は高い。91%を占める公立学校(government schools)に92%の生徒が通学し残りは、私立³⁾、ピリヴェナ(僧侶養成校)、投資庁管轄のインターナショナルスクールに通学する(World Bank, 2011)。インターナショナルスクール以外は国の統一カリキュラムを履修する。学校の96.6%は共学である。

2012年の国勢調査結果によれば、5%標本調査による5歳以上の人口において、未就学が3.8%、小学校

終了が23.6%、前期中学校終了が40.7%、後期中学校修了が17%、高等学校修了が12.3%、大学学位取得以上が2.7%を占めている(Ministry of Social Welfare and Empowerment, n.d.)。

スリランカの学校には管轄機関、所在地(都市部、農村地帯、紅茶農園)、設置学年などによる教育の質の差が顕著に見られる。2013年の教育省統計では、公立学校の中で施設設備の整った中央政府立学校(national schools)が350校(3.5%)、州政府立学校(provincial schools)が9662校(96.5%)であった(Ministry of Education, 2013)。公立学校は教育を受けられる学年と履修できる課程により、4つの類型に分けられる。すなわち、小学校と前期中学校の義務教育しか受けられない学校(3型)、中学校後期までの学校(2型)、高等学校まで受けられ文系みの学校(1C型)及び文系と理系の両方が受けられる学校(1AB型)である。1AB型校の多くは西部州などの都市部に偏在し、農村地帯にある学校では特に理系科目の教員の欠員が常態となっており、教育の質に影響を及ぼしている(Jayaweera and Gunawardena, 2007)。

III. スリランカの女性と障害、教育の交点

1. スリランカの女性と教育

世界銀行(2011)によれば、5年間の初等教育を終了するのは男女ともに100%に近い。9年間の義務教育終了者の割合については2009年には、男女あわせ91%に到達しており、女子の方が男子をわずかに上回っている。後期中学校への就学率は2006/07年度に、男子が65%、女子が69%と女子の方が高かった(World Bank, 2011)。

一方、学校教育から排除される子どもにおけるジェンダーについてはどうであろうか。UNICEF Sri Lanka(2013)は、初等教育から排除される子どもとして、紅茶農園、最貧困地域の子どものあげ、ジェンダーによる差が見られないことを指摘した。また、中等教育から排除される子どもについては、全体としては女子より男子が多く、男子の児童労働への従事の可能性が疑われること、さらに年齢が上になるほど、さらに貧困家庭の子どもの方が多く脱落していること、その一方で唯一紅茶農園地域では男子より女子の方が脱落していると指摘している。なおこの報告では、内戦復興地域については分析の対象としていない。

このように、女子の就学率に関しては、一部の地域を除いて、男子よりも良好であるのがスリランカの特徴である。

しかしながら女子の教育の質について Jayaweera

(1999) は、数値の上では教育におけるジェンダー格差は見られないものの、その中身を検討すると体験学習の制限などにより女性の教育の質が低いと指摘している。

2. スリランカの女性と障害

障害に関する国の施策であるスリランカ国家障害計画 (Ministry of Social Welfare, 2003) は、WHO コンサルタントとして CBR (Community-based rehabilitation: 地域に根ざしたリハビリテーション) 概念の普及に取り組んだパドマニ・メンディス氏を委員長に、社会事業局、教育省特殊教育担当者や障害当事者を委員として、2003年に策定された。国の政策文書の枠を超えた、優れた啓発文書として読むことも可能な内容を備える。

スリランカ国家障害計画では、「周縁化された集団の中でさらに周縁化された集団 (Marginalized group within the marginalized group)」として、障害のある女性、障害のある子どもに言及するとともに、女性と障害に関する独立した項目を設定している。この項目では、障害女性が著しく差別されている点、雇用される障害者の割合を性別で見ると、男性が22%であるのに対し女性は8%に過ぎない点を指摘している。

スリランカ国家障害計画に記載された、障害女性への否定的な社会の態度に関する記述を以下に記す。

障害女性は社会からの圧倒的に否定的な態度に遭遇する。そのため障害女性の家族は、障害女性を拒否しスティグマを負わせる社会から彼女らを保護しようとする。社会的な虐待だけでなく、性的な虐待からも障害女性は守られる必要がある。障害女性の福利にさまざまな側面から責任をもつ家族や関係機関担当者は、男性との性的関わりから彼女らを「保護」しようとする傾向がある。保護は過度の保護に安易に結びつき、ときには別の視点から見ると抑圧となる。これについてある障害女性は、「私たちには教育、仕事、結婚のいずれの機会も与えられないのか。それでは私たちの未来はどうなるのか。」と話した。(Ministry of

Social Welfare, 2003, pp.24-25)

障害女性への否定的な社会の態度の実例として、古田 (2004) は、知的障害者施設に居住する女性障害者の実態について報告している。それによれば、ある施設では女子ホームの入り口は鉄鎖で日中も施錠されており、女性の施設職員からは、入所者が外に出る機会はほとんどないという聞き取りが得られた。古田 (2004) はこれらの例が、女性を保護すべき対象と見なす、欧米とは異なる文化的文脈による障害女性に関する処遇であると指摘している。

障害女性への否定的な社会の態度として、さらに、障害女性が家庭、コミュニティ、職場、社会で受けるセクシャルハラスメントや性的搾取の問題はかなり深刻なレベルであるが、事案が隠され問題が明るみになっていないという聞き取りが得られた²⁾。

3. スリランカの障害と教育

障害者の教育の歴史は、植民地であった1912年にコロombo郊外ラトマラーナでの盲・聾学校の開設に始まる。独立後は各地で特別学校 (Special School) が創設される一方、1970年代からは公立学校での特別学級 (ユニット) 設置校が増加した。このように、スリランカは特殊教育の蓄積を有する国である。特殊教育は、1970年に開始した国による特殊教育教員養成課程の障害種別と同様、視覚障害、聴覚障害及び知的障害の3種別を主たる対象としてきた。

しかし、特殊教育の制度で教育を提供できるのは、障害児の中の一部に過ぎない。また、従来の特殊教育の制度では、肢体不自由、病弱や重度で重複した障害のある子どもや発達障害のある子どもには対応がほとんど行われていなかった。

これに対し国際動向の後押しを受け、特殊教育から通常学級におけるインクルーシブ教育への移行が、前述のスリランカ国家障害計画 (2003) でも提言されているところである。しかしながら、前述したように学校がきびしい学歴競争の場であると我が身を通して体験している両親は、わが子の小学校入学を問題外と

Table 2 ジェンダー別障害者の教育経験・収入

教育レベル	ジェンダー			月収 (Rs.)	ジェンダー		
	男性 (%)	女性 (%)	合計 (%)		男性 (%)	女性 (%)	合計 (%)
5 学年以下	24	28	26	1000 以下	7	12	8
5 学年	7	11	8	1001-1500	11	31	15
6 - 9 学年	31	30	31	1501-3000	30	31	30
O レベル	30	21	26	3001-6000	41	24	37
A レベル	7	9	8	6000 以上	11	2	9

出所：Ministry of Social Welfare (2003)

考える場合も多い(古田, 2013b)

4. スリランカの女性と障害と教育の交点

スリランカ国家障害計画(2003)では, 障害者の教育経験に関して次のように述べている。すなわち, 障害女性は障害男性の63~71%相当しか就学した経験をもたず, 就学経験があるとしてもその教育レベルは低い。同計画では, Table 2に示すように貧困に直面する障害女性の割合が障害男性よりも多く, 1日1ドル以下で生活する障害男性が48%であるのに対し障害女性では74%であると報告している(Ministry of Social Welfare, 2003)。

次に, 就学している障害児におけるジェンダーについて, スリランカ国家障害計画は, 「2001年に就学していた全生徒中, 男子が49.9%, 女子が50.1%であったのに対し, 障害のある生徒では男子が2.78%であり, 女子が1.96%であった」ことを指摘し, 男女比の逆転に懸念を表明している。同計画は, 障害のある女子の就学率が低い理由として, 家族が障害のある女兒を偏見から守ろうとする点, また障害のある女兒の教育への投資は無駄であると家族が考える点を指摘しつつ, 同時にこのような家族の態度は近年変化しつつあると述べている。

この点について, 以前は障害女兒というだけで家に隠されていたが, 最近は障害女兒に対しても教育が必要であると両親が考えるようになり, 学校に通うための登録をしようという動きが高まっているという聴き取りが得られた²⁾。

地方分権が行われるスリランカでは, 教育省で特殊教育を管轄するノンフォーマル・特殊教育部が提供できるのは, 各州の概況に関する統計に限られる。そこで, 首都を含み人口がもっとも多い西部州の「2015年特別ニーズ児統計(Department of Education, 2015)」⁴⁾を収集した。これによると, 特別ユニットに通学する生徒の内訳は, 男子が850人, 女子が550人であった。この統計に記述されていた障害種別のカテゴリーは, 視覚障害, 聴覚障害, 知的障害の3種に加えて, ダウン症, 自閉症, 多動症, 重複障害, てんかん, 学習障害, 脳性麻痺, 肢体不自由, 言語障害, その他であった。これらの障害種別の中に, 男子の多い障害であることが広く認識されている自閉症, 多動症, 学習障害が含まれていることには注意を要する。

IV. まとめと考察

スリランカは, 表層的には男女平等の国であり, 女性に対する差別は顕在化していない。しかしながら,

家族を基盤におく文化の中で, 家庭を守るなどの伝統的なジェンダー役割が女性にのみ期待され, 女性の単独行動の忌避が安全の保証と結びつけられているなど, ジェンダーに基づく行動様式が社会的・文化的に埋め込まれている。このような特質については, 隣国インドと比較したときに一層際立つ。すなわちインドでは, 男児を強くのぞむ文化を背景として出生前診断による選択的中絶により男女の割合が非対称となっており, 女性の識字率が低いなど(Ghai, 2006a), 女性差別がより顕在化している。

障害女性が障害男性と比べて教育, 雇用面で不利な状況におかれていることを国の政策文書が文化的文脈に沿って明らかにし, 障害女性の問題点に言及していることは特筆すべきである。障害女性への過度の「保護」に関して, Ghai(2006b)は, インドで障害女性が性とはまったく無関係の存在として把握されることが少なくないこと, そのことが障害女性を「保護」するよりも危険にさらすと指摘する。さらにGhai(2006b)は, インドでの, 障害女性を受動的で依存的な存在として位置づける標準化された基準については疑問を呈する必要があるが, インドにおける家族が相互依存的であるという文化的文脈を考慮すると, それは障害女性の「独立と自治」を強調すればすむ話ではないと述べる。このような指摘は, 西欧のモデルの導入ではなく, 各国固有の社会的・文化的状況にさらに目を向け分析する必要があることを示している。

スリランカでの女性に対する「保護」に関しては前述のカルナラトナ(1999)の他, 高桑(1998)が, 女性の地位や行動力に直接結びつけることは正しくなく, 交通やトイレの問題と関連づけてとらえる必要があると述べている。障害女性への「保護」については, 女性のための安全の保証, 交通などの問題を避けるための「保護」と同じ枠組みでとらえられるのか。女性であり障害があるという二重の周縁化におかれることが, 障害女性の「保護」にどのような影響を与えるのか。この点について, 今後さらに解明する必要がある。

スリランカでは学校教育を受けることについて, 女性であることによる不利は, 少なくとも表面的には見られない。しかし, 障害のある女性の教育の場合, その実態は十分に把握されているとは言い難い。現地で購入した教育統計から, 就学する児童の男女別の実数に現時点でも相当な差が見られることを報告した。しかしながら, その理由を検討するときに, 障害女兒への偏見と家族の「保護」という要因に着目するだけでは不十分であると考えられる。なぜなら, 特別ユニットに通学する生徒の障害種別には, 男子の多い障害であることが広く認識されているものが含まれているからである。このような性比不均衡の障害判定の背景に

ジェンダーの影響⁵⁾が見られることが指摘されているところでもある(古田, 2013a; 古田, 2014)。

本稿では、スリランカにおける障害児の性比不均衡とジェンダーについて検討することは到底できない。ここでは、障害の出現率が男女同一という前提にたって女子の就学率の低さを検討することは誤りであり、注意深い判断が求められることを指摘するにとどめる。教育における障害判定の実態についても、今後さらに検討する必要がある。

女性、障害、教育の交点における問題状況は複雑である。本稿では、Hammad and Singal (2015) が指摘したように、開発途上国スリランカの障害への否定的な態度や伝統的ジェンダー規範との関わりで、教育へのアクセスや入学に焦点をあてた。本稿のように一国に焦点をあて、社会的・文化的文脈に着目しながら整理することには、一定の意義があると思われる。

IV. 要約

障害者の教育においては、障害のみに目を向けるのではなく、複合的に重なるニーズに目を向ける必要がある。本研究は、障害の文化的環境について考察する上で重要な側面である、ジェンダーと障害について、さらに教育とのかかわりで検討した。具体的には、南アジアの開発途上国スリランカをとりあげ、女性、障害、教育それぞれについて記述し、これらの交点について考察した。その結果、第一に、スリランカは表層的には男女平等であるが、行動様式にはジェンダー規範が埋め込まれていることを示した。第二に、国家障害計画に示されるように障害のある女性への否定的な態度が、家族による「保護」に結びついていることを示した。第三に、障害のない女子が男子よりも就学率が高いのに対して、障害のある女子の場合は、障害のある男子よりも就学者数が少ないというデータが得られた。しかし、この理由については、家族の「保護」、障害のある生徒における性比不均衡という2つの側面が考えられるため、注意深い検討が必要であることを示した。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費(25570018)の助成を受け行った。本研究実施にあたり、Dr. Padmani Mendis, 西部州教育事務所 Mr. Henry Dissanayaka から貴重なご示唆、情報をいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

注

- 1) 2001年に国連統計委員会が立ち上げた国際的専門家グループ。ICF(国際生活機能分類)や社会モデルの方向性に沿い、障害の原因の如何にかかわらず、困難という帰結に着目している(森, 2013)
- 2) 元WHOコンサルタントのパドマニ・メンデイス氏に、2014年3月11日及び2014年8月9日に面談を行った結果より。
- 3) 私立学校には、障害者のための特別学校の中で教育省に登録した学校が含まれている。
- 4) 2015年8月に西部州教育事務所で特殊教育担当局長から直接収集。
- 5) ジェンダーの影響とは、社会の中で男子の乱暴な態度が許容されるため男子の障害は発見されやすい反面、女子は大人しいふるまいが期待されるジェンダー役割により障害が発見されにくいことを指す。

文献

- バーンズ・コリン(2011) 障害学と障害者政策—イギリスの経験(堀正嗣・河口尚子訳)。障害学研究, 7, 90-97.
- Central Bank of Sri Lanka (2014a) *Economic and social statistics of Sri Lanka, 2014*. Central Bank of Sri Lanka: Colombo.
- Central Bank of Sri Lanka (2014b) *Annual report 2014*. Central Bank of Sri Lanka: Colombo.
- Department of Education (2015) *Census data for the children with special needs 2015*. Department of Education, Western Province.
- 古田弘子(2003) アジアの障害児教育史(1)—南アジア(スリ・ランカを中心に)—。中村満紀男・荒川智(編)。障害児教育の歴史。明石書店。pp.156-160.
- 古田弘子(2004) 開発途上国における優生学の現状—スリ・ランカにおける障害者と優生学—。中村満紀男(編)。優生学と障害者。明石書店。pp.674-690.
- 古田弘子(2013a) 障害のある女子の教育とジェンダーに関する文献的考察—女子の比率過小とキャリア開発に焦点をあてて—。熊本大学教育学部紀要, 62, 153-157.
- 古田弘子(2013b) 試験競争と振り落とされる教育弱者: 学校教育の現実と教育援助。杉本良男・高桑史子・鈴木善介。スリランカを知るための58章。明石書店。pp. 232-236.
- 古田弘子(2014) 障害、ジェンダーと教育の交点—スコットランドのS. リデルの研究に焦点をあてて—。熊本大学教育学部紀要, 63, 195-202.
- Gamburd, M. R. (2002) *The kitchen spoon's handle: Transnationalism and Sri Lanka's migrant housemaids*.

- Cornell University Press: New York.
- Ghai, A. (2006a) Disability in contemporary India. Albrecht, G. L. (ed.) *Encyclopedia of disability*. University of Illinois at Chicago. Sage Publications. 山中冴子 (訳) 障害: 現代インド (2013) 障害百科事典第Ⅱ巻. 日本特殊教育学会 (編). 丸善出版. pp.729-733.
- Ghai, A. (2006b) Impact of gender in India. Albrecht, G. L. (ed.) *Encyclopedia of disability*, University of Illinois at Chicago. Sage Publications. 山中冴子 (訳) 障害におけるジェンダーのインパクト: インド (2013) 障害百科事典第Ⅱ巻. 日本特殊教育学会 (編). 丸善出版. pp.798-830.
- Hammad, T. and Singal, N. (2015) Disability, gender and education: Exploring the impact of education on the lives of women with disabilities in Pakistan. Rao, S. and Kalyanpur, M. (ed.) *South Asia & disability studies: Redefining boundaries & extending horizons*. Peter Lang. New York. pp. 197-223.
- ヘルマン - ラジャナヤガム, ダゲマー. (2012) 第7章 チャンドリカ・クマラトゥンガとスリランカにおける女性の政治権力の低下. 宮負こう (訳) 辻村みよ子・スティール若希 (編) アジアにおけるジェンダー平等—政策と政治参画—. 東北大学出版会. pp.185-220.
- Hewamane, S. (2008) *Stitching Identities in a Free Trade Zone: Gender and Politics in Sri Lanka*. University of Pennsylvania Press. Philadelphia.
- Institute of Policy Studies (2013) *Migration profile: Sri Lanka*. Institute of Policy Studies, Sri Lanka Bureau of Foreign Employment, International Organization for Migration, Ministry of Foreign Employment Promotion and Welfare. Colombo.
- Institute of Policy Studies in Sri Lanka (2014) *Sri Lanka state of the economy 2014*. Colombo.
- Jayaweera, S. (1999) Gender, education, development: Sri Lanka. In Heward, D. and Bunwaree, S. (Eds.) *Gender, education & development: beyond access to empowerment*. Zed Books, New York. pp. 173-188.
- Jayaweera, S. and Gunawardena, C. (2007) Sri Lanka case study. Social inclusion: Gender and equity in education SWAPS in South Asia. UNICEF Regional Office for South Asia, Kathmandu.
- Jayaweera, S. and Gunawardena, C. (2013) *Marginalisation and social exclusion of out of school children: towards inclusivity*. Centre for Women's Research. Colombo.
- 鹿毛理恵 (2014) 国際労働移動の経済的便益と社会的費用: スリランカの出稼ぎ女性家事労働者の実態調査. 日本評論社.
- カルナラトナ, クスマ (1999) シンハラ社会における女性の地位と社会的背景. 大森元吉 (編) スリランカの女性, 開発, 民族意識. 明石書店. pp. 17-32.
- 川島聡 (2010) 障害者権利条約の基礎. 松井亮輔・川島聡 (編) 概説障害者権利条約. 法律文化社.
- Ministry of Education (2013) Sri Lanka Education information 2013. Data Management Branch. <http://www.moe.gov.lk/english/images/Statistics/sri_lanka_education_information_2013.pdf> (2015年9月1日アクセス)
- Ministry of Social Welfare (2003) National policy on disability for Sri Lanka.
- Ministry of Social Welfare and Empowerment (n.d.) Information on disabled persons. Census of Population and Housing in Sri Lanka 2012 (Provisional data based on the 5% sample) <http://www.socialwelfare.gov.lk/web/index.php?option=&view=com_articentitle&id=144&Itemid=80&lang=en> (2015年9月1日アクセス)
- 森壮也 (2013) 障害データの国際比較. 森壮也・山形辰史 (編著) 障害と開発の実証分析: 社会モデルの観点から. 勁草書房. pp.29-50.
- リヤナゲ, イミヤ・カマラ (2007) スリランカのジェンダー学と女性運動. 遠藤織枝 (編) ことばとジェンダーの未来図: ジェンダーバッシングに立ち向かうために. 明石書店. pp. 206-226.
- Peters, K. E. and Opacich, K. (2006) Gender. Albrecht, G. L. (ed.) *Encyclopedia of disability*. University of Illinois at Chicago. Sage Publications. 森岡真梨 (訳) (2013) 障害百科事典第Ⅱ巻. 日本特殊教育学会 (編). 丸善出版. pp.601-605.
- ラタナヤカ, B., M., プリヤンタ. (2013) スリランカ教育制度の現状—言語問題と試験制度. 杉本良男・高桑史子・鈴木普介. スリランカを知るための58章. 明石書店. pp. 144-147.
- 島野涼子 (2015) 国際協力とキャパシティ・デイベロップメント: 障害女性へのエンパワーメントの視点から. 現代書館.
- Shuttleworth, R. P. and Kasnitz, D. (2006) Cultural context of disability. Albrecht, G. L. (ed.) *Encyclopedia of disability*. University of Illinois at Chicago. Sage Publications. 本多創史 (訳) (2013) 障害百科事典第Ⅲ巻. 日本特殊教育学会 (編). 丸善出版. pp.1266-1273.
- スリランカ保健・婦人問題省 (1995) アジア女性シリーズ No. 2: スリランカの女性. (財) アジア女性交流・研究フォーラム訳.
- 高桑史子 (1998) 女性の性: 保護されるもの、豊穡をもたらすもの. 杉本良男 (編). アジア読本スリランカ. 河出書房新社. pp.70-77.
- UNDP (2014) Sri Lanka, Sustaining Human Progress: Reducing Vulnerabilities and Building Resilience. In UNDP (ed.) Human Development Report 2014. United Nations Development Programme. <http://hdr.undp.org/sites/all/themes/hdr_theme/country-notes/LKA.pdf> (2015年9月1日アクセス)
- UNICEF Sri Lanka (2013) *Out-of-school children in Sri Lanka: Country study*. United Nations Children's Fund.
- World Bank (2005) *Treasures of the education system in Sri Lanka: Restoring performance, expanding*

opportunities and enhancing prospects. The World Bank Human Development Unit, South Asia Region. <http://siteresources.worldbank.org/INTSOUTHASIA/Resources/treasuresInTheEducationSystem_February2005.pdf> (2015年9月1日アクセス)

World Bank (2011) Transforming school education in Sri Lanka: From cut stones to polished jewels. The

World Bank Human Development Unit, South Asia Region. <http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2011/12/16/000386194_20111216003147/Rendered/PDF/660360PUB00PUB0Report0final0version.pdf> (2015年9月1日アクセス)